

論 説

1920年代農業不況とハーバート・フーヴァー

根 小 田 渡

はじめに

第一節 フーヴァーの農業政策に関する近年の再評価について

第二節 関税政策の意義と限界

第三節 マクネアリ＝ホーゲン法案とフーヴァーの協同販売政策

結び

はじめに

「繁栄の新時代」と謳われた1920年代アメリカにおいて、農業は、その前半期における深刻な恐慌状態と後半期における緩慢な回復過程という曲折をたどりながらも、結局全体として慢性的な不況状態から抜け出すことができなかった。ハーディング、クーリッジ、フーヴァーの三代にわたって共和党政権がつづいたこの時代において、農業救済は当初から連邦政治における重要な争点となり、活発なロビー活動・立法活動の展開をみることになったのである。他部門に比して農業をより積極的に保護するという固有の意味での農業政策が本格的に政治問題化するのもこの時代からである。価格支持や生産制限といった農業経済に対する国家的調整の問題をめぐって、農業団体、農業関係議員、農務省、商務省の間で論争が繰り広げられた。

フーヴァーは、ハーディング、クーリッジ両政権の商務長官時代においても、この農業政策論議に積極的に関与していったのであるが、その理由として以下の二点を指摘しうるであろう。第一に、内外通商局（the Bureau of Foreign and Domestic Commerce）を中心として海外投資とアメリカ製品の輸出を推

進しようとしたフーヴァーの商務省は、多かれ少なかれ世界経済の安定化という観点に立たざるをえなかったし、それは債権国としてのアメリカの地位からも要請されていたことであった。⁽¹⁾ フーヴァーは、そういう立場から世界的農業不況とアメリカの余剰農産物輸出問題（とくにダンピング輸出案）に関心を払わざるをえなかったのである。ただ、この対外経済関係の面で言えば、フーヴァーは一方において農産物をも含めた高関税政策を若干の留保つきながら支持しており、したがってその対外経済政策構想全般がどのような性格のものであったのかが問題となろう。第二は、国民経済の安定と管理に関するフーヴァーの政策ビジョンとのかかわりである。フーヴァーは、社会システムとしての民主的資本主義の存続とその政治的安定の鍵として政府のマクロ経済管理の必要性を認めていたのであるが、そのビジョンの中軸をなしていたのが、近年のフーヴァー研究のなかで見直されつつある「自発的協同主義」（voluntary associationism）の哲学である。それは経済社会において組織された諸利益間の協調と国家の限定的役割（指導や助言）を骨子とするものであった。そうした立場から、フーヴァーは商務省を経済政策全般を統括すべき機関として位置づけ、農業政策についても発言権を強化していくとしたのである。⁽²⁾とりわけ国家の直接的介入による農産物価格支持政策に強い疑念を抱きつつ、自らの農業政策を対置していったのである。

このようにフーヴァーの農業政策は、内政と対外経済関係の接点において構想されたものであった。近年、フーヴァー再評価の気運のなかで農業政策についても再検討がなされているが、本稿はそこで提起されている論点をふまえつつ、関税問題と協同販売（cooperative marketing）政策を主たる検討対象として、農業政策の側面からフーヴァー政治の特質を探ろうとするものである。

注

- (1) Ellis W. Hawley, "Herbert Hoover and Economic Stabilization, 1921-22", in *Herbert Hoover As Secretary Of Commerce: Studies in New Era Thought and Practice*, edited with introduction by Ellis W. Hawley (1981), pp. 52-53; Herbert Hoover, *Memoirs*, Vol. II: *The Cabinet and*

the Presidency, 1920–1933 (1952), pp. 79–80.

- (2) Hawley, loc. cit., pp. 46–49; Carl Parrini, "Hoover and International Economics", in Lawrence E. Gelfand, editor, *Herbert Hoover: The Great War and Its Aftermath*, 1914–23 (1979), pp. 184–186.

第一節 フーヴァーの農業政策に関する近年の再評価について

従来の農政史研究あるいは戦間期の共和党政権時代を対象とした政治史研究、とりわけ50年代・60年代の研究のなかでは、フーヴァーの農業政策は概して否定的な評価を受けてきた。そこでは、フーヴァーの連邦農務委員会（Federal Farm Board）を柱とする協同販売助成策の有効性が疑問視され、また20年代農政史のなかで最大の争点であったマクネアリ＝ホーゲン法案（McNary-Haugen bill）に一貫して反対したフーヴァーの政治姿勢が問題とされたのである。そして、そのことは、他面でマクネアリ＝ホーゲン法案を支持した農業団体をはじめとする諸政治勢力の運動を、のちのニューディール農政につらなる改革的潮流として積極的に評価することと結びついていた。フーヴァーは、農業救済に消極的なビジネス寄りの保守派と位置づけられていたのである。⁽¹⁾

近年、こうした従来の傾向を批判し、フーヴァーの農業政策や20年代農政史を再検討した研究が生まれている。『農業史（Agricultural History）』誌（1977年4月）に掲載されたウィルソン（Joan Hoff Wilson）、フォウソルド（Martin L. Fausold）、ケーセルマン（Gary H. Koerselman）の各論文は、その代表的なものであろう。以下、彼らの主張のポイントを要約し、その意義と問題点について考えてみよう。

ウィルソン論文⁽²⁾は商務長官時代のフーヴァーの農業政策について検討したものであるが、冒頭でフーヴァーの政策ビジョンの歴史的位置づけがおこなわれている。彼女によれば、世紀転換期の革新主義的改革運動のなかには、新しい政治・経済秩序の形成の方式にかかわる二つの思想潮流が見出される。一つは、新しい職能団体主義（neoguildist）と自発的協同の方向に沿った徹底して協調的な経済の組織化と規制という考え方であり、いま一つは、強度に官僚制的で国家統制的な（statist）方向に沿った、連邦政府に指揮され強制さ

れた組織化という考え方である。農業政策を方向づけたフーヴァーの政策ビジョンは前者の流れを引き継ぐものであった。一方、ウィルソンはこの時代の農業団体の運動を、大規模な全国的経済諸組織による連邦の規制・サービス機関に向けたロビー活動の活発化という文脈のなかに位置づけ、フーヴァーがそうした利益集団による「アメリカ経済の政治化」(the politicizing of the American economy) を国家統制的な経済の規制と組織化につながるものとして危惧していたことを指摘している。こうしてウィルソンの場合、政府の直接介入による農産物価格支持策（二重価格制——マクネアリ＝ホーゲン法案の核心部分）を推進しようとしたハーディング政権農務長官ウォーレス (Henry C. Wallace) や農業団体指導者とフーヴァーとの対立は、上述の革新主義以降の二つの思想潮流の対抗関係のなかに位置づけられることになる。そして、協同販売体制の強化を軸とするフーヴァーの農業政策は、専ら当面の価格引き上げによる農業救済を意図したマクネアリ＝ホーゲン派のそれとは違って、他の産業部門をも含めたより包括的な経済プランの一部として長期的視野に立って構想されたものであったと評価されるのである。それでは、諸外国との関係悪化を余剰農産物海外ダンピング反対の理由の一つとしたフーヴァーが高関税を支持したのはなぜか。この点についてウィルソンは次のように説明している。すなわち、国内余剰が在在する限り保護関税は無意味であるから、問題の根本は過剰生産にあった。フーヴァーは、農業は基本的に内需向け産業に転換しなければならないと考えており、その観点から自発的方法による生産制限、限界地の牧草地への転換、作付の多様化、流通システムの効率化等を提起していた。保護関税はこうした転換を促進するための一策であった、と。そして、この国内市場重視の姿勢は製造業部門についても見られるのであるが、それは可能な限り合衆国の経済的自己充足性を維持すべきだという信念にもとづくものでもあった、と。またフーヴァーが直面した困難に関してはウィルソンはこう指摘している。農民の自発的協調にもとづく生産・出荷調整とそれに対する政府の助言・援助というのがフーヴァーの基本的な考え方であったが、これに対する農民の受けとめ方は、その根深い個人主義もあって否定的であった。したがって、農民に対する長期的教育プログラムが必要とされたのであるが、この点についてフーヴァー

は、ウォーレス農務長官や農業団体リーダーの協力を得ることができなかつたのである、と。

以上が威尔ソン論文の主張の要点であるが、そこでの中心テーマはフーヴァーの農業政策それ自体の有効性を論ずることではなく、むしろその政策アプローチの独自の意義を明らかにしていくことにあった。フーヴァーが国民経済諸部門の相互の連関や対外経済関係との整合性を考慮していた点を、また個々の利益集団による圧力政治の展開がはらむ国家官僚制肥大化の危険性を認識しそれを回避しようとしていた点を積極的に評価していくことに主眼がおかれている。ウィルソンの視点は、多かれ少なかれフォウソルド論文、ケセルマン論文においても共有されている。

フォウソルド論文⁽³⁾は大統領時代のフーヴァーの農業政策について論じたものである。彼もまたウィルソン同様、フーヴァーの農業政策の土台をなしていしたのは協同販売構想であり、それはマクネアリ=ホーゲン派への対抗プランであつただけでなく、分権化(decentralization), ヴォランタリズム(voluntarism), 協同主義(cooperatism), 個人主義(individualism)といったフーヴァーの政治理念を集約的に表現したものであったとして、国家統制的アプローチと対比してその意義を高く評価しているようである。ただ、フォウソルドのここでの関心は、現実の農政がフーヴァーの当初の意図とは矛盾する展開(農産物を中心とする部分的改訂という枠を越えた関税立法や直接的価格支持への国家の出動など)をたどらざるをえなかったのはなぜかという問題にある。全般的な不況の深刻化という背景があるとはいえ、彼が注目するのはフーヴァーの政治的リーダーシップの問題である。戦時食糧庁長官及び商務長官時代以来のフーヴァーの政治手法はできる限り政党政治の回路を避け、科学的・専門家的組織としての官僚制とマスメディアを通しての啓蒙に依拠して目標達成をはからうとするものであったが、それは大統領時代においても議会に対する工作や行政府の介入に消極的な姿勢となって現れた。そして、それがもたらす対話とリーダーシップの欠如が、協同販売構想の本来の意図を具体化するためのさまざまな方途を模索するのを妨げた、というのがフォウソルドの主張のポイントである。

最後に、ケーセルマン論文⁽⁴⁾は商務長官時代のフーヴァーの農業政策について、主として1920年代前半期に焦点をあてて検討したものである。彼はまず、従来の研究が多かれ少なかれ農民運動に対して「ヨーマン的高潔さ」を想定するという感傷的思い入れの傾向を帶びていたことを批判し、20年代農業の実態のリアルな認識から出発すべきことを強調する。すなわち、20年代の農業はすでにアメリカの政治経済体制の高度に組織化された構成部分となっていたこと、また多くの農業団体はすでに第一次生産者（“dirt” farmers）以外の人々によって支配されており、彼らが語る「農業の理想」の背後には利潤動機が隠されていたこと、さらには関連産業をも含めた農業内部の多様性と諸利害の対立などが考慮されねばならない、と。そして、フーヴァーの役割を再検討するに際しては、その政策アプローチを左右した諸要素に留意すべきであるとして、以下のような点を指摘している。(1) フーヴァーは、農業政策が商務省を中心として形成される包括的な経済政策の有機的な構成部分でなければならないと考えていたが、これに対しウォーレス農務長官は自らを政府内における農業利益のスポーツマンとみなしていた。(2) フーヴァーは農業における過剰生産問題の解決方向として、海外市場の重要性をある程度は認めていたが、根本的には国内レベルの調整・安定こそ必須のものと考えていた。(3) フーヴァーは政策形成において、またマクネアリ＝ホーゲン派批判の論理として明らかに「アメリカ的個人主義」(American Individualism) の哲学を適用しているが、のちにニューディールによって採用されることになる諸政策に対する彼の批判には近年のニューレフトの議論にも通じるものがある。(4) 戦時の食糧庁長官時代に強力な既得権益集団による政府補助金利用の実態に接したことが、フーヴァーの農業社会（the agricultural community）に対するアプローチに大きな影響を及ぼしていること、等々。ケーセルマンは、以上のような視点に立ってハイディング＝クーリッジ時代の農業政策論争をフォローしている。そのなかで彼がとくに注目しているのは、議会内農業ブロック（Farm Bloc）の圧力のもとに成立した家畜食肉取引法（Packers and Stockyards Act）、穀物先物法（Grain Futures Act）及び反トラスト法免責を規定したカッパー＝ウォルステッド農協法（Capper-Volstead Cooperative Marketing Act）の性格

であり、また、フーヴァーが支持した連邦農務委員会方式による協同販売促進策（カッパー＝ウィリアムズ法案 Capper-Williams bill）に対する既存有力農協の反対姿勢である。前者の取引規制については、独占的アグリビジネスの利害が色濃く反映していたこと、後者については、会計監査、組織化の方法、事業行為に関する基本規定に則って連邦農務委員会が協同組合を認可するというフーヴァーの考え方に対し、政府の管理・統制につながるとして有力農協、農業団体、ウォーレス農務長官らが反対したことを強調している。このようにケーセルマンは、20年代の農業救済を要求した運動が必ずしも生産者の、またより広範な農業社会の利益を反映しておらず、既得権益擁護の色彩を帯びていたことを指摘し、そうした狭い利己的動機にもとづいた運動は農業における経済的平等と効率の達成にとってむしろ妨げとなつたのだ、と主張しているのである。

以上、 wilson, フォウソルド、ケーセルマンの論旨を要約してきたのであるが、それぞれ考察の中心となっている問題領域や時期は異なっているし、フーヴァーの農業政策再評価の力点のおき方にも違いがみられる。しかし、同時にそこには共通したトーンが認められる。それは、20年代の農業政策論争を、海外市場依存型アプローチ対国内市場重視型アプローチ、単一利益集団 (single-interest) アプローチ対国民経済全体の安定と管理を志向する包括的経済政策、国家介入・国家統制対自発的協同主義といった対抗関係・枠組みのなかで把えていこうとする視点である。こうした基本的視角・枠組みに、70年代以降のアメリカ現代史研究者の関心のありようや政治思想状況の反映をみてとることができると、そうした関心が、従来の研究が軽視していた1920年代政治史のさまざまな領域の研究を大きく進展させたことも確かである。⁽⁵⁾ ここでの問題である農政について言えば、従来の研究が多分に農業利益の単一性や農民の均質性を前提とする傾向があったのに対し、広い意味での農業内部の多様性や諸利害の対立に着目して農業団体をはじめとする諸政治勢力の運動のもつっていた性格の検討がすすめられたこと、またフーヴァーの農業政策についても、対外的側面も含めた経済政策全般との関連においてそれのもつ性格の解明がすすめられること等は重要な成果であろう。

ただ、にもかかわらず筆者は、ウィルソンらの見解にいくつか不満を覚えざるをえない。本稿で問題にする関税と協同販売政策に限って言えば、次のような点である。まず、関税問題において主導権を握っていたのは、個別業界団体のロビー活動とそれに連なる議会内保護主義派であって、それに対するフーヴァーの影響力は、フォウソルドの言うようにきわめて弱かったのである。フーヴァーが高関税を承認した背景は多分に政治的なものであって、単なるリーダーシップの欠如の問題に解消しないし、またその経済政策ビジョンのみからは説明しえないものであろう。次に、協同販売の問題は、農業団体の運動のなかで中心的な課題として追求されてきたのであって、そうした潮流とフーヴァーの協同販売助成策との関連についての検討が十分でないように思われる。それは、ウィルソンらの視点が、フーヴァーと農業関連利益団体との対立の側面を強調しすぎていること、したがって政治過程における具体的対応のなかで提起される諸政策をややフーヴァー固有の政治理念にひきつけて把えすぎていることに起因するのではないか。つまり、フーヴァーの構想と諸政治勢力の要求との間の相互作用・相互浸透の側面が軽視されているように思われるのである。なお、これらの問題点については次節以下で再度ふれることにしよう。

注

- (1) 代表的な文献として以下のものを参照。James H. Shideler, "Herbert Hoover and the Federal Farm Board Project, 1921–1925", *Mississippi Valley Historical Review*, March 1956, pp. 710–729; Gilbert C. Fite, "The Agricultural Issue in the Presidential Campaign of 1928", *Mississippi Valley Historical Review*, March 1951, pp. 653–672; Arthur M. Schlesinger, *The Age of Roosevelt*, Vol.I: *The Crisis of the Old Order*, 1919–1933: 救仁郷繁訳『ローズヴェルトの時代 I – 旧体制の危機』(1962, ペリカン社), 80–85ページ。
- (2) Joan Hoff Wilson, "Hoover's Agricultural Policies, 1921–1928", *Agricultural History*, April 1977, pp. 335–361.
- (3) Martin L. Fausold, "President Hoover's Farm Policies, 1929–1933", *Agricultural History*, April 1977, pp. 362–377.
- (4) Gary H. Koerselman, "Secretary Hoover and National Farm Policy:

Problems of Leadership", *Agricultural History*, April 1977, pp. 378–395.

- (5) 近年の1920年代研究の動向については、以下のものを参照。Ellis W. Hawley, "Secretary Hoover and the Changing Framework of New Era Historiography", in Hawley, editor, op. cit.. 青木怜子「フーヴァー政策再評価の限界と発展性」(『アメリカ研究』12号, 1978), 拙稿「アメリカ現代史研究における1920年代とH・フーヴァーの再評価について」(『高知論叢』第20号, 1984)。

第二節 関税政策の意義と限界

第一次大戦後、関税改訂問題が浮上してくる背景には、戦時中に醸成された自給自足意識や「戦争の落し子」("War baby") と呼ばれた化学染料など新興産業の保護の問題があったが、1920年後半から始まる戦後不況と20年選挙における共和党の勝利が、こうした動きを一層加速化させることになった。農産物価格も激しい下落に見舞われ、農業救済のために緊急関税を課すという、いわば共和党に伝統的な方策が議会で審議されることになった。緊急関税法は、ウィルソン大統領によって拒否されたもののハーディング政権下の1921年6月に成立する。それは、小麦・トウモロコシ・食肉・羊毛・砂糖などに高率関税を課すものであった。他方、工業製品も含めた全般的な関税改訂の審議はその後一年以上続けられ、前例のない高率関税を規定したフォードニイ=マッカンバー関税法 (Fordney-McCumber Tariff Act) が1922年9月に成立をみたのである。⁽¹⁾

この1922年関税法の立法過程においては、もちろん国際派とも言うべき諸々のグループの抵抗が見られる。国際金融業務に携わる銀行、輸出関連大企業、輸出入取引業者などは、国際協調ないしはオープン・ドア政策の展開を重視する立場から高率関税に批判的であった。しかしながら、彼らの立法過程における活動は必ずしも活発とはいはず、また影響力も大きくはなかった。全国商業会議所 (National Chamber of Commerce) や全国製造業者協会 (National Manufacturers Association) が議会公聴会に代表を送らなかったことは、実業界内部の保護主義的高関税派と国際派への分裂によってその行動が制約されていたことを示すものであろう。公聴会においては中小企業、特定業界団体、

農業関係団体の出席の多さに比べ大企業の欠席が目立った。議会審議においては、特定の地域ないしは業界の利益を代表する議員間の相互譲歩；ギブ・アンド・テイクの過程をつうじて関税率が引き上げられていったのである。結局、国際派は、大統領が関税委員会（Tariff Commission）の調査・勧告に基づき従価50%の関税率変更の権限を有するとする「弾力条項」（flexible provision）のそう入にその努力を集中することになる。これによって高関税が是正されうることを期待し、またそのことを、国務省によって推進される諸外国との無条件最惠国原則交渉に結びつけて、オープン・ドアを追求しようとしたのである。しかし、事態は国際派の意図とは全く反対の展開を示すことになる。⁽²⁾

さて、フォードニイ＝マッカンバー法に対するフーヴァーの立場はどのようなものであったのか。彼は、高率関税については一貫して、それを擁護しているが、同時に「弾力条項」の起草とそう入に際しては、国際派の立場に立って行動している。⁽³⁾ フーヴァーと商務省が海外市場の拡大に熱心であったことからすれば、この一見矛盾する姿勢はどのように説明しうるであろうか。第一節で紹介した J・H・ウィルソンは、フーヴァーの経済政策ビジョンにあっては、この二つの態度は矛盾なく共存したのだと指摘する。⁽⁴⁾ すなわち、フーヴァーの構想においては、国内市場の拡大がきわめて重視されており、そのための保護関税は必ずしも国際貿易の拡大の妨げとはならないと考えられていた。そして、フーヴァーはそのことを20年代の貿易統計データに基づいて主張していた、と。高関税にもかかわらず輸入は増加したという主張には、たしかに一定の現実的根拠があるし、20年代のアメリカ経済の発展が内需中心的性格の強いものであったのも事実であろう。⁽⁵⁾ したがって、20年代のフーヴァーないし共和党政府の対外経済政策は、国内市場を重視しつつ最も競争力の強い当時の先端産業部門（自動車、石油精製、機械等）を中心に海外市場の拡大をめざすという、いわば「新重商主義」的性格を帶びたものであった、とする説明は⁽⁶⁾ 一応の妥当性をもつように見える。

しかし、にもかかわらず高率関税がオープン・ドア政策推進の妨げになったこともまた事実なのであって、これに対して国際派が期待したような関税率の

是正に向けてフーヴァーなりがイニシアティヴを發揮しているかと言えば、そうはない。それだけでなく、依存度は低いとはいえすでに輸出産業化している部門（鉄鋼、機械など）や輸出農産物など関税による保護がそれほど意味をもたないものにまで高関税が賦課されている⁽⁸⁾のはなぜか。それは中小企業や農業団体の政治的圧力に対する譲歩としか考えられないである。要するに、フーヴァーがその経済政策ビジョンの統一性・合理性を貫くべく対応したように思えない。むしろ、フーヴァーにせよ共和党政府にせよ、地域的利害や特定業界団体を背景にもつ保護主義派とオープン・ドアを志向するとはいえたまでも関税問題に切実な関心を欠いているように思われる国際派が対抗する状況のなかで、それぞれの利害を調整して対外経済政策を一本化していく方向はとらず、対外経済関係についてはあくまでもビジネス主導の展開にまかせ、自らの役割はそれらを側面から援助することに限定していたというのが実相に近いのではないか。のために、最も活発なロビー活動を開いた中小企業や特定業界団体の政治的圧力が立法過程を支配することになり、その所産である高関税をフーヴァーはそのまま容認することになったのであるが、それは、共和党の支持基盤の確保・党の統一という政治的理由によるところが多いと思われる⁽⁹⁾。そういう点からすれば、フーヴァーが既得権益擁護を求める個別利益集団による圧力政治の展開に警戒的であったとする、前節で紹介したウィルソン、フォウソルド、ケーセルマンらの評価も一面的と言わざるをえない。

以上、1922年関税法の立法過程全般を概観したわけであるが、次に農業救済策としての意義についてふれておこう。農産物関税について言えば、まず緊急関税法は、価格が下落しつづけたため、即時的效果を期待した救済策としては全くの失敗に帰した。22年関税法における課税品目についても、砂糖・羊毛を除く大半の作物はほとんど効果がなかった。カナダ産小麦との競合が考えられる北西部春小麦地帯やシシリ－産のものと競合するカリフォルニアのレモンにとって多少意味があったにすぎない。砂糖、羊毛にせよ農業生産全体に占める比率はきわめて小さい。したがって、農産物関税それ自体としては経済的意義よりは政治的ジェスチャーとしての意味合いの方が大きかったと言えよう。他

方、農業に直接的影響を及ぼす工業製品関税についてはどうか。農業用機械をはじめとする農業用設備品が無税となったのは農業保護のためだとされたのであるが、これまた政治的ジェスチャーであった。これらの品目はほとんどが国内で安価に生産しうるものであったからである。例外はカリ肥料であった。これは典型的な戦時新興産業（“War baby”）であり、その保護のための課税が問題となつたが、議会は最終的に農業利益を優先したのである。⁽¹⁰⁾

このように22年関税法それ自体の農業保護・救済策としての意義はごく限られたものであった。にもかかわらず、全国レベルの三大農業団体——アメリカ・ファーム・ビューロー連合（American Farm Bureau Federation）、ナショナル・グレンジ（National Grange）、ファーマーズ・ユニオン（National Farmers' Union）——は、20年代をつうじて一貫して関税立法を支持したのである。その一つの理由は、多分に政治的なものであろう。アメリカ農業がもつ多様性についてはここであらためて言うまでもないが、全国的な圧力団体としての影響力を行使していくうえで、そうした多様な諸利害の調整はリーダーにとって不可欠の課題であった。したがって、たとえそれが局地的・部分的な利益に基づく要求にすぎないものであったとしても、他の部分・グループの利益に抵触しない限り支持されることが多かったのである。⁽¹¹⁾もちろん、農業団体が関税立法を支持した理由はこれだけにとどまらない。農業団体のリーダーによって展開された農産物関税擁護論のなかには的はずれと思われるものもあるが、その背景には、20年代アメリカ農業をとりまく国際環境の大きな変化（アルゼンチン、オーストラリアなど新開諸国の世界市場での抬頭、ヨーロッパ農業生産の復興等）のなかで、ともかくも国内市場を重視せざるを得なくなつたという事情があったのである。⁽¹²⁾この点は、フーヴァーの内需向け産業への転換論ともかかわってくる。農業団体リーダーの議論のなかにも、作付転換・生産の多様化との関連で高関税を支持する立場があった。そこで取り上げられていた転換作物は、小麦やトウモロコシの過剰生産解消策としてのビート（砂糖原料）の他、トマト等の野菜（メキシコ、中米からの輸入に対して）、大豆などであった。⁽¹³⁾しかし、いずれも局地的なものであって、とても穀物過剰を解消する方策たりえないものである。この立場の議論はまた、農産物の自給度を高めると

いう方向を内包していたのであるが、それが極端におしそすめられたのが、「熱帯産品代替生産論」とも言うべきでもある。バナナへの高関税（それによって果実の消費増を促すというもの）、ジュートの綿による代替、植物油原料の代替（たとえばトウモロコシ、棉実）等。⁽¹⁴⁾これらは、消費者利益や需要動向との関係で実効性を欠くものである。農産物に対する高関税と作付転換・多様化を結びつけ、生産過剰を解消しようという農業団体リーダーやフーヴァーの議論の限界は明らかであろう。

フーヴァーは、農業救済と関税改訂という1928年大統領選挙の公約を実行すべく、1929年4月に特別議会を召集する。関税改訂は、農業と工業の一部不況部門を対象とする限定的なものとされていた⁽¹⁵⁾のであるが、1922年関税法の場合とほぼ同じパターンの審議経過をたどり、「限定的改定」の枠をはるかにこえる記録的高関税を規定したスムート＝ホーレイ関税法（Smoot=Hawley Tariff Act）の成立をみることになるのである。まさに立法過程における圧力が管理されないまま放置され、その総合力が全般的な高関税を出現させたのである。それを承認したフーヴァーの姿勢は、農業及び地域的産業の保護要求が他の地域・グループの利益に抵触しない限り容認されるという連邦議会の伝統的な地域的諸利害調整機能を尊重するものであったとも言えるのであって、そこに何らかの合理的な経済政策ビジョンを見出すことは困難である。⁽¹⁶⁾そういう意味でフーヴァーの関税問題への対応は政治的性格の強いものであったと言いうるのである。

20年代の関税政策の意義と限界はおよそ以上のようなものであって、結局、農業にとっての内需拡大は工業部門を基軸とする国内経済の活況によって実現されるしかなかったのであるが、それも国内の需要構造の変化を反映してアンバランスな内容をもつものであった。1922年後半以降の農業の回復過程は内需中心のものであったが、食生活の変化を背景に酪農、蔬菜、果実、高級食肉・家禽等の需要は伸びたものの、穀物、一般肉類等の需要は停滞気味であった。需要の伸びた品目は近郊農業の産物であって、小麦と肉畜という二大作物地帯である中西部、山岳地方の困難は容易に解消し難いものであったのである。⁽¹⁷⁾ここに、関税効果の農工平等を要求し、二重価格（国内価格と世界価格）制の

実現をめざす運動が発生してくる基盤があったのである。これがマクネアリ＝ホーゲン法案へと発展していくわけであるが、この点については次節で述べることにする。

注

- (1) F.W. Taussig, *The Tariff History of the United States* (1931), pp. 448–455.
- (2) Joan Hoff Wilson, *American Business & Foreign Policy*, 1920–1933 (1971), pp. 71–87; Taussig, op. cit., pp. 478–481.
- (3) Wilson, op. cit., pp. 87–88; Melvyn P. Leffler, "Herbert Hoover, the 'New Era' and American Foreign Policy", in Hawley, editor, op. cit., pp. 163–164.
- (4) Wilson, op. cit., pp. 88–89.
- (5) 1920年代のアメリカ貿易の推移を見れば、22年以降輸出・輸入ともに増大しているが、輸出依存度は低水準にとどまりほとんど変化がない。輸出の中心は、棉花・食肉・小麦・タバコといった農産物と機械・自動車・石油といった工業製品であり、輸入の中心は、コーヒーなど熱帯性農産物とゴム・鉱物など工業原料及び生糸を代表とする奢侈品である。そして、輸出においては次第に工業生産物がその比重を高めていく。以上の点については、馬場宏二「アメリカ貿易1919–1939」(『社会科学研究』第20巻第1号, 1968) を参照。
- (6) フーヴァーの対外経済政策に関して、そうした解釈をしている他の文献としては以下のものあげることができよう。Parrini, loc. cit.; Joseph Brandes, "Product Diplomacy: Herbert Hoover's Anti-Monopoly Campaign at Home and Abroad", in Hawley, editor, op. cit..
- (7) Wilson, op. cit., pp. 86–87, 91–94.
- (8) Taussig, op. cit., p. 455. 馬場宏二, 前掲論文, 28–30ページ。
- (9) フーヴァーは、「科学的」(scientific) 保護主義が国内経済の要請と国際経済のそれを調和させる最善の手段であることを論理的に示したことがないこと、1920年代において保護主義は政治的な便法であったことを、レフラーは前掲論文のなかで指摘している。Leffler, loc. cit., p. 170.
- (10) Taussig, pp. 452, 455–458. なお、砂糖作物、羊毛の農業生産全体に占める比率は、両方合わせて2%程度である。馬場宏二『アメリカ農業問題の発生』(1969, 東大出版), 60ページ。
- (11) James R. Conner, "National Farm Organizations and United States

Tariff Policy in the 1920's", *Agricultural History*, January 1958, pp. 32 – 33.

(12) Ibid., p.36.

(13) Ibid., p. 39.

(14) Ibid., pp. 39–40.

(15) 特別議会への教書のなかで、フーヴァーは、農産物関税の目的の一つに、作付の多様化を促進し、それによって海外市場への依存度を減らすことをあげている。

United States Goverment Printing Office, *Public Papers of the President of the United States: Herbert Hoover*, 1929, pp. 75–76, 78–79.

(16) シャットシュナイダーは、スムート＝ホーレイ法制定過程に関する古典的研究のなかで次のように述べている。「アメリカの関税の歴史は、あいまいな経済政策が大きな政治的成功を収めていった歴史である。（略）アメリカの関税史は、特定の利益のみを特別扱いして恩恵を施す試みが不成功に終ってきたことを示しており、その結果、政策の論理や合理性を無にするような無差別で広範囲にわたる法律が制定されてきたのである。しかしながら、法律を悪法化してきたまさにそういう傾向こそが、それを政治的に無敵なものにしたのである。」E. E. Schattschneider, *Politics, Pressures and the Tariff* (1935), p.283.

(17) Theodore Saloutos, *The American Farmer and the New Deal* (1982), pp. 8–9. 馬場宏二, 前掲書, 202–205ページ。

第三節 マクネアリ＝ホーゲン法案とフーヴァーの協同販売政策

不況からの脱却を求める1920年代の農民・農業団体の運動全体をながめてみると、そこには大きく二つの流れが見出される。一つは選挙やロビー活動をつうじて連邦議会における農業救済立法をめざす方向であり、いま一つは、言わば農民・農業内部の自助・自己救済という理念に基づく行動である。言うまでもなく農産物関税の引上げ要求、マクネアリ＝ホーゲン運動は前者の流れに位置するが、後者の流れに属するものとして、販売協同を中心とする農協運動や技術面から生産性向上をめざす普及事業をあげることができよう。そして、それぞれの農業団体がこれらの運動目標に関してどのような立場をとるか、何を重視するかは、その拠って立つ地域的・階層的基盤あるいはその時々の状況に応じて異なるであろう。

ここで三大全国組織であるファーム・ビューロー、グレンジ、ファーマーズ・

ユニオンの組織的特徴について述べておこう。まず最大の組織であるファーム・ビューローは特異な組織形成の歴史をもつ。1914年のスミス＝レヴァー農業普及事業法（Smith-Lever Agricultural Extension Act）は、科学的農法の普及に携わっていたカウンティ・エイジェントを法的に公認したが、彼らの給料の一部を負担するために農民が集まってつくられたのがカウンティ・ファーム・ビューローであり、それらが連合して州組織へと発展し、さらには1920年に州組織の連合体として全国組織が設立されたのである。こうした歴史的経緯もあって財政負担能力のある上層の商業的農民を中心としており、地域的には東北中部、アイオワすなわちコーン・ベルトを拠点としていた。その「半官半民的性格」から政治的影響力は強かったが、政治姿勢は保守的であった。運動方針をめぐって協同組合活動と立法活動を重視する中西部グループと普及・教育事業に限定していくとする東部・南部グループの間で論争があったが、いずれにせよ農民の自助努力を強調する潮流が支配的であったと言えよう。20年代にとくに中西部コーン・ベルトで組織人員を減らしていることが注目される。⁽¹⁾

グレンジは三者のうちで最も古く、1867年に設立されている。1870年代に中西部、南部を拠点としてラディカルな運動を展開したがその後は東北部を拠点として存続してきた。この組織は20年代にメンバーを増加させている。⁽²⁾

ファーマーズ・ユニオンは1902年に設立された。当初はテキサス周辺の貧農を地盤としていたが、南部では勢力が伸び悩み、やがて北西部・平原諸州の小麦地帯を拠点とするようになる。組織的には三者のうちで最も小さいが、ポピュリズムの影響が最も強く残っていた。家族農場体制の維持を基本的な運動目的として、協同組合活動と立法活動を重視していたが、下層農民への配慮や都市労働者への連帶の姿勢も見られる。三者のうちでは最も改革主義的志向の強い組織であったと言えよう。ただ組織人員は、20年代中葉に上昇傾向を示すが振幅が激しく、結局20年代を通して見れば減少となっている。⁽³⁾

以上が主要な全国組織の大ざっぱな特徴であるが、それらが抱えこんでいる地域的利害の交錯は一方において地方組織の独自行動を生み出すとともに、たえず全国指導部のリーダーシップに困難な問題を投げかけることになったこと

は留意されてよい。

さて、マクネアリ＝ホーゲン法案の原型になったのは、ピーク（G.N. Peek）とジョンソン（H. S. Johnson）の手による『農業に平等な地位を』（“Equality for Agriculture”, 1922年刊行）と題するパンフレットであった。二人は、当時イリノイ州の農業機械製造会社（Moline Plow Company）の重役であり、共に戦時産業局委員を経験していた。彼らの提案の骨子は、関税保護を農工平等にするために、(1) 国内価格を公正交換価値（戦前10年間の農産物価平均指標が同じ期間の一般物価平均指標に占めた比率によって、現在の一般物価水準から割り出した価格）に維持するための制度を設け、その公正交換価値を関税で保護する、(2) 国内価格が公正交換価値以下にならないように需給を調節し、余剰は外国へ世界価格で輸出する（この操作は輸出独占会社が行なう）、というものであった。⁽⁴⁾ このような提案をもってピークらは農務省に熱心な働きかけを行なう。小麦価格の暴落と小麦余剰問題に直面していたH・C・ウォーレス農務長官は、これに強い関心を示し、この方式の法典化に着手したのである。そして、1924年1月、法案はマクネアリ（C. L. McNary）上院議員（オレゴン州選出）とホーゲン（G. N. Haugen）下院議員（アイオワ州選出）によって議会に提出された。⁽⁵⁾ この第一次マクネアリ＝ホーゲン法案の具体的な内容は以下の如くであった。(1) 政府出資2億ドルの農産物輸出公社を設け、緊急事態宣言があった場合に、国内価格を「レーショ価格（ratio-price）」（ピーク＝ジョンソン提案の「公正交換価値」と同様の意味）に保つために買上げ操作を行なう。(2) 外国への販売は世界価格で行なうが、輸出分についての損失（＝レーショ価格との差）は農民が負担する。(3) 操作対象作物（basic commodities）は、小麦（小麦粉を含む）、トウモロコシ、棉花（審議途中で削除）、羊毛、牛・豚・羊及びそれから作られる食糧とする。⁽⁶⁾

当然のことながら、いち早く法案支持の行動を展開したのは小麦地帯であり、それらはやがてコーン・ベルトへ波及する。支持運動は西部から中西部一帯にかけて拡大し、これらの地方では、結局農業と利害を同じくする実業界・金融界も支持派にまわった。1920年代前半に最も深刻な不況下にあった穀物・肉蓄

という二大作物地帯が、マクネアリ＝ホーゲン法案支持勢力の中心的地盤であったのである。⁽⁷⁾これに対して、東部、南部では、大勢は法案に反対していたのである。東部は、元来工業利益が強かったというだけでなく、農業自体近郊農業的性格が濃く、工業部門の活況による内需増加の恩恵を最も受けやすかったし、酪農地帯では穀物価格の引き上げはコスト上昇を意味していた。南部では、棉花が好況を呈していたし、小麦を念頭において構想された法案は輸出依存度も世界市況支配力も格段に大きい棉花には適合的でなかった。また、棉花・タバコの農協勢力は政府の介入を嫌って法案に批判的であった。こうした地域的諸利害の交錯は、全国的な農業団体の立場にも影響せざるをえなかった。最大の組織ファーム・ビューローの支持も形式的、消極的なものにとどまつたのである。⁽⁸⁾

1924年6月、法案は下院で否決されるが、その票決結果は上述の地域的利害をストレートに反映したものであった。⁽⁹⁾この時を含めて1928年までに、マクネアリ＝ホーゲン法案は五度議会に提出され、27年と28年には両院で可決されたが、いずれもクーリッジ大統領に拒否される。⁽¹⁰⁾マクネアリ＝ホーゲン運動は、最終的には議会多数派と政府との対立へと集約されていったのであるが、その過程における支持勢力の拡大が同時に法案内容の変質を伴っていることに注目しておく必要があろう。

第一次マクネアリ＝ホーゲン法案が敗れたのち、既存の全国組織を横断する形で支持勢力の結集がめざされた。24年から26年にかけて結成された法案支持組織の代表的なものが、アメリカ農業評議会（American Council of Agriculture）、コーン・ベルト委員会（Corn Belt Committee）、22人委員会（Committee of Twenty-two）である。これら三組織は、ワシントンに合同代表部を置き強力なロビー活動を展開する一方、南部への働きかけを強めていく。⁽¹¹⁾これに対応して南部の姿勢に変化が生じてくるのであるが、その背景には、25～26年の豊作による棉花の価格下落、余剰問題の発生があった。このことが、25年末のファーム・ビューローにおける指導部の交代——マクネアリ＝ホーゲン派のトンプソン（S. H. Thompson, イリノイ出身）とオニール（E. A. O'Neal, アラバマ出身）の連携によるブラッドフュート（O. E.

Bradfute, オハイオ出身, 農協運動重視の立場)に対する勝利, トンプソンの会長就任——や, 26年に入ってからの中西部組織と南部組織の接近に影響を及ぼしたのである。⁽¹²⁾ とはいへ, ファーム・ビューロー内部における協同販売重視の潮流は根強いものであった⁽¹³⁾し, また南部における棉花余剰問題は, 小麦の場合とは性格を異にしていた。南部では, 農協の資金力強化による豊作余剰の市場からの隔離といった考え方が支配的であったし, 輸出ダンピングに対する批判も強かったのである。支持勢力の拡大をめざすマクネアリ=ホーゲン派は, こうした状況に対応すべく, 法案内容に修正・変更を加えていくことになるのである。⁽¹⁴⁾

第三次マクネアリ=ホーゲン法案(26年)では, 余剰統制のために連邦農務委員会と回転基金を設け, 農協をつうじて買支えないし輸出を行なうという方式が採り入れられる。そこでは, 余剰は需給ギャップによるものだけに限られず豊作余剰の場合も含まれ, またその処理もダンピングに限定されないものとなっている。⁽¹⁵⁾ ここに見られる法案内容の変質方向は, 第四次案(27年)・第五次案(28年)において, より一層明瞭となる。すなわち, 輸出ダンピングをつうじた価格支持の比重が低下し, 農協の地位・役割が強化されていったのである。⁽¹⁶⁾ 法案内容のこうした変更は, マクネアリ=ホーゲン派が農民利害を一本化し支持を拡大していこうとするとき, 必然的に生じてこざるをえないものであった。農業不況のあらわれ方もそれへの対応も, 小麦と棉花の場合に見られたように地域・作物によって異なっていたし, 加えて農業内部において自助・自己救済を原則とする農協主義の潮流は根強く存在していたからである。農協運動について言えば, 主要な農業団体はいずれもその促進を唱えていた。20年代には, 穀物, 畜産, 棉花, タバコ等で大規模集中販売協同組合を設立し, 自主販売統制をつうじて価格を維持しようとする試みもなされた。(もっとも, これらの多くは失敗に終っている。⁽¹⁷⁾) したがって, マクネアリ=ホーゲン法案への対案としてフーヴァーが一貫して主張した連邦農務委員会→農協方式による協同販売促進策は無視しえない影響力をもっていたのである。かくして, 内部における支持の拡大と外部からの批判・抵抗の緩和を意図して内容を変更したマクネアリ=ホーゲン法案は, 表面上の対立にもかかわらず, 事実上フー

ヴァー案に大きく接近していったのである。

農業内部の多様な利害を調整しつつ、それらを法案内容に包摂することによって、マクネアリ＝ホーゲン法案は議会内の支持を拡大し、大統領の拒否をくつがえすのにあと一歩のところまで迫っていたのであるが、そのことは当初の構想であった二重価格政策が強固な支持を得たことを必ずしも意味しなかった。クーリッジ大統領の二度目の拒否のあとでは、二重価格制支持派の影響力はむしろ低下していく。この点は、1928年大統領選挙とそれ以後の事態の展開を見れば明らかであろう。ピーク、デービス（Chester C. Davis）ら二重価格制推進派は、マクネアリ＝ホーゲン法案に好意的なローデン（F. O. Lowden, イリノイ州知事）の擁立をはかるが、これに失敗し、次いで民主党のスミス（A. Smith）候補を支持し農民票を組織しようとしたが、これも失敗に終っている。結局、マクネアリ＝ホーゲン派の共和党議員はフーヴァー支持にまわったのである。⁽¹⁸⁾もちろん、この選挙では禁酒法と宗教（スミスは禁酒法反対でカソリック）が大きな争点となったという事情もあった。⁽¹⁹⁾しかし、二重価格方式推進派の影響力低下は、フーヴァー大統領就任直後の特別議会における農業救済法案の審議過程において一層明瞭となる。二重価格制については、上院法案に輸出戻税方式（export-debenture plan）⁽²⁰⁾が盛りこまれたものの、フーヴァーの反対や下院の抵抗に会い、最終的にはフーヴァー構想に沿った下院法案が両院協議会案として採択され、両院を通過したのである。⁽²¹⁾1929年6月に成立した農産物販売法（Agricultural Marketing Act）は、5億ドルの回転基金をもつ連邦農務委員会による農協助成・協同販売促進を骨子とするものであった。その内容は、二重価格方式や輸出ダンピングを除けば末期のマクネアリ＝ホーゲン法案と大差ないものであった。農業団体も、概ねこの方式の具体化を支持したのである。⁽²²⁾

以上見てきたように、第三次法案以降のマクネアリ＝ホーゲン法案は、農業不況への互いに異質な二つの対応——二重価格方式と農協助成方式——を内包するものであった。言うまでもなく、フーヴァーの政策は一貫して後者の方向に位置するものであった。フーヴァー案と末期マクネアリ＝ホーゲン法案双方に共通に見られる構想は、要するに農業内部の自助・自己救済を基本とするも

のに他ならないが、換言すれば、それは経済過程における農民側の個別的ないしは集団的な経済的対応を基本とするということである。具体的には、出荷調整と生産調整、作物の転換・多様化等による過剰生産解消の方向を、農業内部の自発的協調を基本とし、政府がそれをバックアップすることをつうじて追求していくというものであった。こうした政策は、主として金融的側面からの政府の支援によって農民側の自主販売統制能力を強化し、価格変動を緩和するという点で一定の効果をもつとはいえ、自主生産調整・作付転換といった面では限界をもたざるをえなかった。個々の農家経営のレベルで考えれば、生産調整が可能なのは、生産性が高く資金力のある大規模経営に限られてくるであろうし、作付転換は、自然的・地理的条件に制約されざるをえないからである。生産力の引き上げも作付転換もなしえず経営が悪化した階層は、結局農外へ流出していかざるを得ないということになるのであるが、この農外への労働力移動が20年代においては停滞的であったと言われる。⁽²³⁾ その結果、困難のなかでも中小農民層は農村に滞留し、生産過剰問題は容易に解決し難いものとなつていったわけである。

こうした状況を典型的な形で示していたのが北西部・中西部小麦地帯なのである。世界農業不況の影響を集中的に蒙っていたこの地域では、20年代後半に余剰在庫が増大し、再び小麦価格の下落に見舞われる。他方、小麦地帯の農場数・収穫面積は20年代をつうじて増加していたのである。機械化（トラクター）による低コスト追求の結果である。⁽²⁴⁾ ここでは、農協運動（協同販売）も含めた農民側の自助努力による対応の限界が早くから露呈されていたのである。この地域が、二重価格制を骨子とする初期マクネアリ＝ホーゲン運動の強力な震源地となった理由はそこにあったのである。

マクネアリ＝ホーゲン法案とフーヴァーの農協助成・協同販売構想の対立と接近・相互浸透というアンビバレンツな要素をはらんだ20年代農政論争の過程は、大略以上のように整理しうるであろう。そこでは、フーヴァーと農業団体指導層・農業関係議員の間に、農業不況への対応に関して、根本的なところでの対立があったようには思えない。筋金入りの二重価格制論者はいまだ少数派にとどまっていたのであり、農業内部の大勢はむしろ伝統的な自助・

自己救済を基本とする農協助成の方向に動いたと言える。農業団体指導層・農業関係議員が二重価格方式をも支持したのは、小麦地帯をも地盤とする全国組織のリーダーとしての、また連邦議会における地域代表としての彼らの政治的立場・行動様式によるところが多かったのである。そういう形でマクネアリ＝ホーゲン法案が議会内の多数を制したことが、フーヴァーの側からより実質的な内容を備えた農協助成・協同販売政策をひき出すことにつながったのである。第一節でとりあげたウィルソンらの研究は、この政治過程の把握に不十分さがあり、そのために、20年代農政論争が何ゆえフーヴァー構想の具体化という形でひとまずは結着がついたのかが明らかでないのである。

注

- (1) Grant McConnell, *The Decline of Agrarian Democracy* (1953), pp. 44–49, 56–57; Robert L. Tontz, "Memberships of General Farmers' Organizations, United States, 1874–1960", *Agricultural History*, July 1964, pp. 150, 156.
- (2) Tontz, loc. cit., pp. 146–148, 154.
- (3) ファーマーズ・ユニオンの歴史については、次のものを参照。William P. Tucker, "Populism Up-to-date: The Story of the Farmers'Union", *Agricultural History*, October 1947. なお、メンバー数の変動については、Tontz, loc. cit., p. 146.
- (4) Murray R. Benedict, *Farm Policies of the United States, 1790–1950* (1953), pp. 208–210; Darwin N. Kelley, "The McNary-Haugen Bills, 1924–1928: An Attempt to Make the Tariff Effective for Farm Products", *Agricultural History*, October 1940, pp. 173–174; John D. Black, "The McNary-Haugen Movement", *American Economic Review*, September 1928, p. 406. 以下、本節のマクネアリ＝ホーゲン法案に関する記述は、馬場宏二、前掲書、第三章第三節に多くを負っている。
- (5) Alice M. Christensen, "Agricultural Pressure and Governmental Response in the United States, 1919–1929", *Agricultural History*, January 1937, p. 37; Benedict, op. cit., pp. 210–211; Black, loc. cit., p. 407.
- (6) Benedict, op. cit., pp. 212–216; Kelley, loc. cit., p. 174.
- (7) Christensen, loc. cit., pp. 37–38; John Philip Gleason, "The Attitude of the Business Community Toward Agriculture During the Mc-

- Nary-Haugen Period", *Agricultural History*, April 1958, pp. 130-131.
- (8) Saloutos, op. cit., p. 21; McConnell, op. cit., p.61; Benedict, op. cit., pp. 214-215, 223; Christensen, loc. cit., p. 38. 馬場宏二, 前掲書, 334ページ。
- (9) 投票結果は、賛成155、反対223。東部、南部は大多数が反対、中西部、西部は大多数が賛成という地域的分裂を示していた。Black, loc. cit., pp. 407, 410-411; Richard Franklin Bensel, *Sectionalism and American Political Development*, 1880-1980 (1984), pp. 141-142, 144.
- (10) 27年以降、南部における形勢の逆転が両院での可決に結びついている。Black, loc. cit., pp. 408-411; Bensel, op. cit., pp. 143, 145-146.
- (11) これら三組織の設立経過、組織構成の特徴については、以下を参照。Benedict, op. cit., pp. 217-218, 221-223. 馬場宏二, 前掲書, 338-339ページ。
- (12) 棉花の豊作余剰をかかえた販売協同組合の金融上の困難がマクネアリ=ホーゲン・プランへの関心を高めたものと思われる。McConnell, op. cit., pp. 61-63; Bensel, op. cit., pp. 142-143; Christensen, loc. cit., pp. 38-39; Kelley, loc. cit., pp. 175-176; Black, loc. cit., pp. 407, 409.
- (13) ファーム・ビューロー内の農協・協同販売重視派の動向については、McConnell, op. cit., pp. 59-63.
- (14) Benedict, op. cit., p. 223.
- (15) Ibid., pp. 224-225.
- (16) Ibid.. pp. 227, 229; Kelley, loc. cit., p. 175; Black, loc. cit., pp. 422-423. 馬場宏二, 前掲書, 346-353ページ。
- (17) McConnell, op. cit., p. 60; Schideler, loc.cit., pp. 712-713.
- (18) Fite, loc. cit., pp. 656-658, 660-661, 669.
- (19) 1928年大統領選挙については、Lawrence H. Fuchs, "Election of 1928", in Arthur M. Schlesinger, Jr., editor, *History of American Presidential Elections*, 1987-1968, Vol.III (1971), pp. 2585-2609. を参照。
- (20) 農産物の輸出に際し、農民は当該作物の輸入関税額を上限とする「戻税証明書」(debenture)を受け取り、それを輸入業者に売却して追加所得を得ることができるという。輸入業者はこの証明書をもって輸入関税を支払うことができる。一種の輸出補助金である。農業団体ではグレンジがこれを支持していた。Benedict, op. cit., pp. 226-227.
- (21) Ibid., p. 239; Martin L. Fausold, *The Presidency of Herbert C. Hoover* (1985), pp. 51-52.
- (22) Benedict, op. cit., p. 240; Saloutos, op. cit., p. 28.

- (23) 馬場宏二, 前掲書, 270-273ページ, 服部信司「1930年代におけるアメリカ農業生産構造の変革——中西部大平原小麦ベルトを中心として——」(『経済学研究』第22号, 1979), 94-95ページ。
- (24) 服部信司, 前掲論文, 92-101ページ。

結 び

近年の諸研究が明らかにしているように, 20年代におけるフーヴァーの農政構想の基本方向は, ビジネスとしての農業の一層の効率化と内需向け産業への転換にあった。それは第一次大戦の遺産として20年代に残された過剰生産というすぐれて構造的な問題の解消を課題に含んでいたのである。フーヴァーは農業内部における協同的対処を援助・促進することをつうじてこの課題を達成しようとしたのであるが, そうした手法は構造的調整の問題に関しては無力であったと言わざるをえない。低コストの追求や作付転換による自主調整能力をもちえないまま農村に滞留した階層が抱える困難を解決していく有効な視角がそこには欠けているからである。結局, フーヴァーにあっては, 過剰生産の解消は, 「繁栄」の持続=非農業部門の拡大による国内需要の拡大と過剰農業人口の吸収という経済過程の自律的運動に委ねられる他はなかったのである。

にもかかわらず, 20年代をつうじてそのプロセスは緩慢なものにとどまらざるをえなかつた。農業不況は地域的・階層的差異を伴いながら持続し, 農民の不満・要求は農業団体のロビー活動を媒介として連邦議会にもちこまれることになる。共和党政府の保護関税政策こそ, これに対する政治的対応の重要な一翼をなしたと言えるのである。そして, この高関税が、フーヴァーが他方で追求していた輸出市場拡大策にとってマイナス作用を及ぼすことになったことも否定できない事実であった。ここに, 選挙区の要求に応えるという政治的要請と望ましい経済政策（海外市場の拡大→「繁栄」の持続）との矛盾というフーヴァー政治のディレンマが如実に示されていると言えよう。

(1987. 10. 28.)